平成２８年（フ）第１２６号
滋賀県草津市東矢倉３丁目10番８号
債務者　河野　和嘉
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
滋賀県東近江市小脇町1681番地１　新宮団地２－Ｃ
債務者　居原田三男
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第７７号
滋賀県東近江市八日市町５番17号カネイマンション10号室
債務者　古新初太郎
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２８４号
広島市南区小磯町２－60　マツダ第２小磯寮503号、住民票上の住所香川県丸亀市幸町２丁目７番22－402号　カトレアハイツ
債務者　吉村　健太
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３０号
広島市安佐南区大塚西６丁目10番１－607号
債務者　笹木　敏子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
広島県三原市和田２丁目28番10号
債務者　田中　俊一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３５号
広島県尾道市原田町小原1654番地１
債務者　山田　雅之
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３８号
広島県尾道市高須町404番地６　メゾンくにひろＡ102
債務者　森　　慎介
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１４２号
愛媛県松山市束本２丁目９番22号　第３シヤトレイレブン103号
債務者　内藤利栄子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
福岡県嘉麻市上山田1450番地１
債務者　室井　美峰
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３１号
福岡県田川郡福智町金田275番地67
債務者　大池　　梢
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３２号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地　西新町団地53号
債務者　芦邊　英憲
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第５５号
大分市山津町１丁目７番１号（五十川コーポ203）
債務者　有働ひとみ（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿児島市宇宿２丁目24番30号（エスペランス宇宿107号）
債務者　宇田　竜也
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市伊敷４丁目９番25号
債務者　白濱　和江
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目18番20号（ハピネス108号）
債務者　十島　大輔
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係